

第44回衆議院議員 第20回最高裁判所

今回の選挙で 投票できる人

年齢20歳以上（昭和60年9月12日以前生まれ）の日本国民で、平成17年5月29日以前に南越前町に転入し、届出をした人。
そして、引き続き南越前町に住所を有し、南越前町の選挙人名簿に登録されている人です。

投票所入場券

投票できる方には、9月上旬に投票所をお知らせする入場券を郵送します。
投票には、入場券を持参し、決められた投票所で投票してください。

投票所と時間

投票所は次の16カ所です。
※印の投票所は、午前7時から午後7時までです。

投票区	投票所	投票区の区域（行政区）
第1投票区	南条保健福祉センター	東谷・清水・脇本・嶋・上平吹・日野
第2投票区	上野生活改善センター	下牧谷・上牧谷・上野・堂宮・金粕・桜町・促進住宅
第3投票区	上別所集落センター	鯖波・奥野々・上別所・関ヶ鼻
第4投票区	南条地区公民館	東大道・西大道・鑄物師
第5投票区	阿久和区民センター	中小屋・阿久和
第6投票区	湯尾小学校	新北府・北府・山王・日吉・天王・稲荷（湯尾）・八幡・旭（湯尾）・八乙女・燧・社谷
第7投票区	古木生活改善センター	久喜・長沢・馬上免・古木
※第8投票区	小倉谷林業集会センター	上温谷・小倉谷・瀬戸・杉谷・杣木俣
第9投票区	今庄小学校	荒目・藤倉・白鬚・梅ヶ枝・立石・観音・愛宕・旭（今庄）・稲荷（今庄）・栄
※第10投票区	鹿蒜公民館	南今庄・下新道・上新道・大桐・二ツ屋
※第11投票区	堺公民館	合波・大門・孫谷・板取・荒井・八飯
※第12投票区	堺東公民館	宇津尾・橋立・広野・榎谷
※第13投票区	せせらぎ	大谷・大良・河内・菅谷・具谷・赤萩・桜団地
※第14投票区	河野総合事務所	河野・今泉
※第15投票区	甲楽城公民館	甲楽城
※第16投票区	糠公民館	糠・神土・杉山・八田

開票所と時間

南条地区公民館2階ホールで午後9時から行います。

総選挙 裁判官国民審査

投票日 9月11日(日)

選挙告示
8月30日(火)

9月11日、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われます。
この日は、衆議院小選挙区、比例代表および最高裁国民審査の3つの投票をすることになります。
投票時間は、午前7時～午後8時までです。（※一部の投票所では、午後7時までです）
ご注意ください。

期日前投票 8月31日(水)～9月10日(土) 午前8時30分～午後8時まで

投票は、当日投票所で行うのが原則ですが、次のような理由があって投票できない人は、期日前投票をすることができます。

- ◎投票日に仕事や冠婚葬祭の予定のある人
- ◎投票日にレジャーや買い物、または病気の治療などで投票区内（南越前町）にいない人
- ◎病気、けが、妊娠などで歩行が困難なため、投票日に投票所へ行けない人

期日前投票は次の投票区と場所で行います。

- ・南越前町の南条地区にお住まいの方 南越前町役場
- ・南越前町の今庄地区にお住まいの方 今庄総合事務所
- ・南越前町の河野地区にお住まいの方 河野総合事務所

必要な物

- ・入場券 ※入場券が届いていない場合は、受付の時に申し出てください。
- ・宣誓書 ※役場に用意してありますので、その場で記入します。

不在者投票

- 指定病院や指定老人ホームなどでの不在者投票 県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院、入所している場合は、そこで不在者投票をすることができます。
手続きについては、病院または入所先でお尋ねください。
- 郵便などによる不在者投票 身体に重度の障害がある方や、介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人は、郵便による不在者投票ができます。「郵便で不在者投票」ができる人は次のとおりです。
- 郵便などによる不在者投票における代理記載 郵便などによる不在者投票をすることができる人で、一定の障害のある人は、代理の方に記載してもらうことができます。（あらかじめ、選挙管理委員長に届け出が必要ですが）

郵便などによる不在者投票の対象者

障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹	1級 2級	特別項症から 第2項症まで	要介護5
移動機能	—	—	
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級 3級	特別項症から 第3項症まで	
免疫	1級～3級	—	

郵便などによる不在者投票ができる方のうち 代理記載制度の対象者

障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢・視覚	1級	特別項症から 第2項症まで

■ 選挙に関するお問合せ
選挙管理委員会 ☎ 47-8000